

新「遠野市」経営改革大綱

平成18年2月22日

遠 野 市

はじめに

旧遠野市と旧宮守村は、恵まれた自然、歴史や文化、地理的に一体性を有し、広域行政の共同運営などの密接な連携を背景に、地方分権がもつ自己決定、自己責任の原則に基づいた地域の特性を一層活かしたまちづくりを進めるため、平成17年10月1日に合併し、遠野市として新たな歴史のスタートを切りました。

遠野市のまちづくりの目標は、「2つの個性が融合し、躍動する、新しい遠野郷の創造」を基本理念に、「永遠の日本のふるさと」を市民とともに創造することです。市民との直接対話と現場重視に力点を置いて、「公平・公正・公開」を基本にまちづくりを進めます。

国の財政は、依然として厳しい状況にあります。国は、三位一体改革を実現するため、従来どおり歳出改革路線を堅持し、従来にも増して歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分を重点的に効率的に行うという厳しい姿勢で予算編成に臨みました。

国は、地方に対して、地方交付税総額を抑制するなど地方財政計画の規模縮小を図り、国の方針と歩調を合わせた厳しい財政運営を求めています。そんな中で、今後の地方自治体は市民の負担と選択に基づいた各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められています。

岩手県にあっては、県財政が危機的状況にあることを鑑み、「岩手県行財政構造改革プログラム」を策定し、自立した地域社会の形成を目指す財政再建策を打ち出し、人件費抑制、事務事業の見直し、県単独補助金負担金の廃止縮減などに取り組んでおり、遠野市にあっては影響が見込まれます。

このことから、遠野市もまた、国県と同様厳しい財政状況にあります。しかし、遠野市は、新市のスタートに期待を膨らませてきた市民に応えるために、これまで取り組んできた行政改革をさらに発展させ、新しい視点にたつて、公共サービスの維持向上に努め、安心安全の地域づくりを進め、遠野市の将来像である「永遠の日本のふるさと」の実現に向けて、今までの行政システムについて全般的に見直しを行い、新たな行政システムの構築に取り組めます。

このことを踏まえ、遠野市は、これまで取り組んできた様々な形での行政改革に留まらず、民間的手法を積極的に取り入れ、市民との協働による経営改革を進めるため、ここに経営改革大綱を定めます。

第1 経営改革の視点

(1) これまでの取組

旧遠野市は、「躍動感にあふれ、物語が息づく永遠のふるさと 遠野」の実現のため、「第2期遠野市行政改革大綱」を定め、また、旧宮守村は、「地方分権の時代に対応した行財政運営のために」を基本理念に「第3次宮守村行政改革大綱」を定め、それぞれ行政改革に取り組み、一定の成果をあげてきました。

特に、旧遠野市では、健全財政5ヵ年計画の策定、バランスシートの作成・公表、財源確保のため横断的に取り組んだ収納対策プロジェクトチームの取り組みは、財政の健全化に大きな成果をあげました。

地域活性化の起爆剤として、新たな仕掛け、仕組みとしての総合産業振興センター、農業活性化本部の組織化、特区構想、地域再生計画の策定は、新しい遠野市のまちづくりに向けて確実な基盤を築きました。

市民センター・地区センターを拠点する地域活動は、市民の参画を進め、市民と行政を繋ぐ太いパイプとして市政運営に欠かせない重要な役割を担っております。

市民の生の声を直接聞くということで始めた「市長と語ろう会」、「市政モニター制度」で出された意見は、貴重な意見として、新たな施策の展開に多いに参考になりました。

職員の意識改革の手法として取り組んできた情報共有の場としての早朝庁議、政策決定の場としての政策会議では、徹底した議論を重ね、課題解決に迅速に対応してきました。

旧宮守村においても、行政改革大綱に基づいて策定した実施計画により、申請手続きにあっては押印を廃止するなどの事務処理を簡素化したところであり、「千年の森づくり連絡協議会」を組織し、地域づくり連絡協議会、地域の自治会の体系化を図り、地域づくりの支援体制を確立するなど、住民の主体的な参加の確保に取り組むなど事務事業の見直しを行いました。

また、分掌事務のバランスを随時見直すとともに、短期的な事務の増加については、柔軟な職員配置を行うなどして効率的な組織づくりに取り組みました。

人件費の抑制にあっては、55歳昇給停止の完全実施、管理職手当や期末勤勉手当の削減、

通勤手当や特殊勤務手当などの抜本的な見直しを行うなどさまざまな取り組みを行ってきました。

このように、遠野市には、新たな行政システムを構築する土壌が既に出来上がっています。

(2) 策定の考え方

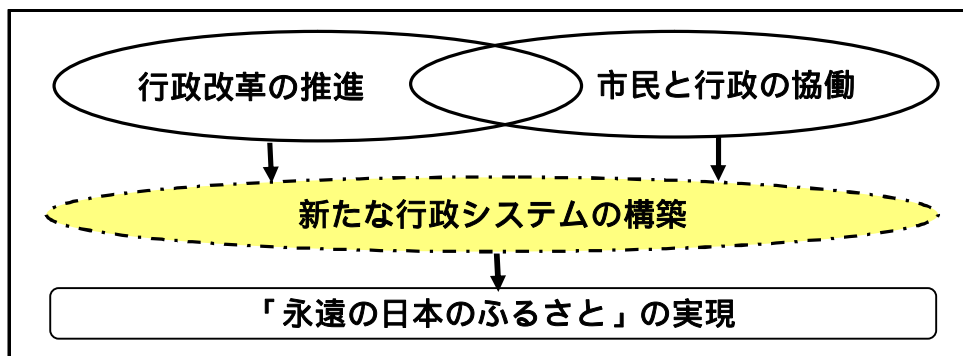
全国的にNPO活動等の活発化など公共的サービスの提供は市民自らが担うという認識が広がりつつあります。遠野市においても、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについて、今後は、地域において市民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する仕組みを整えていく必要があります。これからは、地域の様々な力を結集し、市民と行政が協働し、地域づくりに取り組むよう進めてまいります。

以上を踏まえて、行政改革の一層の推進、市民と行政の協働という観点から、市民の目線に立って分かりやすく、簡素で効率的でスピーディーに対応できる、市民の積極的な参画による、新たな行政システムを構築し、心のこもった市民福祉の増進、個性的で生き活きとした元気な地域を創るための経営改革を進め、遠野市の将来像である「永遠の日本のふるさと」を実現してまいります。

国地方を取り巻く行財政の状況は依然として厳しい状況にあり、国では「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日付け総務省。以下「指針」という。）」を示し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう助言しています。

岩手県においても指針に基づいて、「集中改革プランの公表に関するヒアリング調書（平成17年8月23日付け市町村第492号）」を作成し、集中改革プランの公表と進捗状況について、フォローアップすることとしています。

この趣旨を踏まえ、遠野市経営改革大綱は、市民への公表に際して、他団体との比較が可能な内容となるよう策定するとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを行ってまいります。



第2 目標

社会経済情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応し、最小の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本原則に立ち、心のこもった市民サービスの向上と個性的で活力ある地域社会を築き、「永遠の日本のふるさと」を目指します。

第3 キャッチフレーズ

市民と築く ふるさと遠野

第4 組織

遠野市経営改革大綱、集中改革プラン等を策定、見直し等は、次の組織で行います。

- (1) 遠野市経営改革推進本部（構成員 本部長（市長）、副本部長（助役）、本部員（市長及び助役を除く庁議構成員。事務局 総務部総務課）
- (2) 遠野市総合計画審議会（事務局 政策企画室）
- (3) (仮称)遠野市地域経営懇話会（事務局 政策企画室）
- (4) (仮称)遠野市教育有識者懇談会（事務局 政策企画室）
- (5) 遠野市経営改革プロジェクトチーム（事務局 総務部総務課）
- (6) 遠野市権限・事務移譲推進研究会（事務局 総務部総務課）

第5 遠野市経営改革大綱の内容

- (1) 期 間 平成18年度～22年度
- (2) 重点項目

計画的なまちづくりを進めるための財政基盤の強化
市民と行政が一緒に取り組むまちづくり
行政サービスの質の確保を目的とした事務事業等の見直し
行政ニーズに迅速・的確に対応できる組織の編成及び事務処理等の見直し
時代の変化に則した的確な対応
遠野市職員の人材育成等
公正の確保と透明性の向上

第6 具体的方策

方策1 計画的なまちづくりを進めるための財政基盤の強化

- (1) 歳入確保、経費の節減合理化等

ア 三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。

イ その他の収入等についても、受益者負担の適正化や収納率の向上等に努めるなど自主財源の確保に努めます。

ウ 合併協議会での協議結果を尊重しながらも、速やかに公共料金等の不均一な制度を見直すとともに、将来の遠野市に必要な財源確保のあり方について協議検討し、適正な財源確保に努めます。

エ 財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行い、歳出全般の効率化と財源配分の重点化に努めます。

オ 財政の健全化のための計画を策定し、財政構造の改善に努めます。（健全財政5ヵ年計画の策定）

カ 財政状況が総合的に把握できるような資料（例 歳入歳出の状況、各種の財政指標、バランスシート、行政コスト計算書等）を作成します。

(2) 補助金等の整理合理化

ア 団体等に対する補助金等については、行政としての対応の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。

イ 終期の設定やP D C Aサイクルに則った見直しを行い、計画的に廃止・縮減します。

P D C Aサイクル:典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法を言います。

(3) 公共工事のコスト縮減等

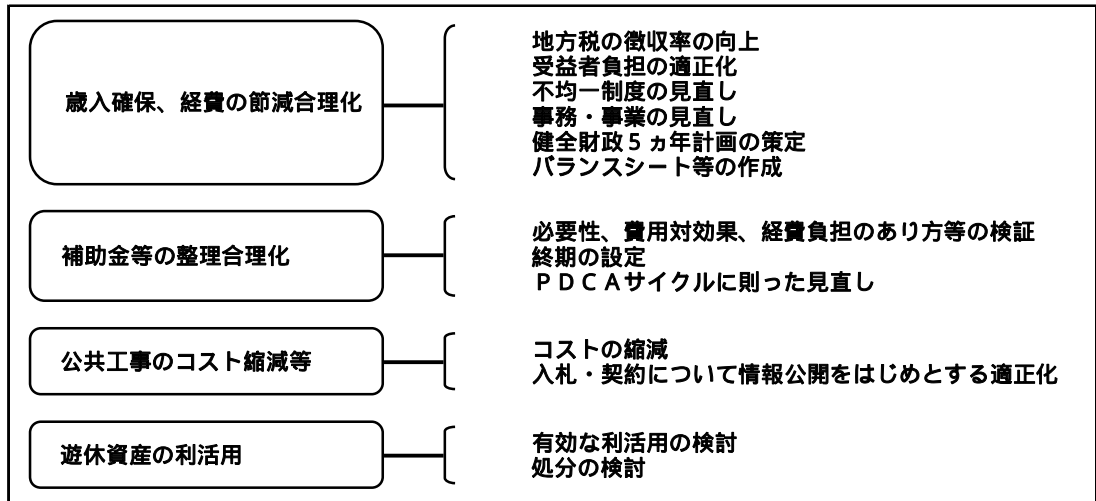
ア 公共工事については、地域の実情等も勘案しつつ、積極的にコストの縮減に努めます。

イ 公共工事の入札・契約に対する市民の信頼を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）により、公共工事の入札・契約について、情報の公開をはじめとする更なる適正化に資する取組を進めます。

(4) 遊休資産の利活用

新たな雇用機会の創出、起業家の育成、Iターン、Jターンによる転入者に対する支援を行うため、遠野市が所有している遊休資産の有効な利活用について検討します。

また、利活用の計画のない遊休資産については、財源確保の観点から、処分することも検討します。



方策2 市民と行政が一緒に取り組むまちづくり

地域の課題やニーズに対応するため、これまで取り組んできた「市長と語るう会」や「市政モニター」を引き続き実施するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、「みんなで考え支えあう新遠野郷」をキーワードに、市民や市民が参加する団体など多様な主体が防災、環境、福祉などの公共的サービスの提供ができる市民協働（ ）等によるまちづくりを推進します。

(1) 市民協働によるまちづくり

市民協働によるまちづくりについて取り組むための指針を策定し、地域活動への支援・連携・協力を進め、市民と行政が、そして、地域づくり団体、ボランティア、NPO、企業などの各主体がお互いにそれぞれの特性に応じた役割を担い、知恵を出し合い、力を合わせて、地域課題の解決に取り組んでまいります。

ア 地域づくり団体のリーダーの育成及び地域活動への支援・連携・協力

市民センター・地区センター機能が充実し、地域活動に取り組むリーダーや団体の体制が整っていることから、この体制をさらに充実させて、地域づくりに取り組んでまいります。

また、地域づくり団体が主体的に取り組めるよう支援するとともに、積極的に連携・協力を図ってまいります。

イ 地域社会、学校現場と行政が一体となった地域課題の取組

地球の温暖化対策、ごみの減量化、環境に配慮した循環型社会の実現等の環境問題や次世代を担う遠野の子ども達の健全育成、児童生徒の減少傾向に対応した学校再編、地産地消を見据えた学校給食事業の見直し等の教育問題、地域の安心安全の確保等の地域課題について、地域社会、学校現場及び行政が一体となって取り組んでまいります。

市民協働：「市民と協働するまちづくり」のことで、市民と行政が各々協力しあってまちづくりを進めることを言います。

(2) 民間委託等の推進

総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般について、民間の手法を積極的に取り入れることによる民間委託や臨時的任用の活用等（以下「民間委託等」という。）を次のとおり推進します。

ア 事務・事業全般について、民間委託等のあり方の検討を進めます。

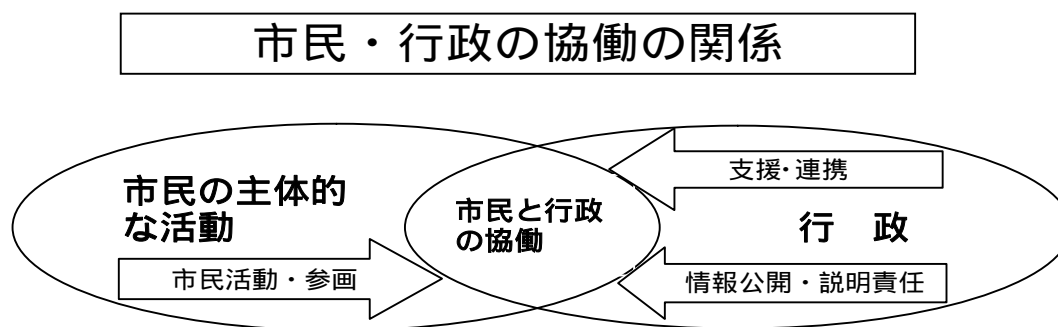
イ 管理委託している公の施設の管理については、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、指定管理者への指定を含めた管理のあり方について検証します。

ウ 事業の実施にあっては、PFIによる手法を調査検討し、事業について想定されるリスクをできる限り明確化し、遠野市、PFI事業者、金融機関等の間での適切なリスク分担、事業の安定性の確保に留意します。

(3) 第三セクター等の見直し

第三セクター及び財政支援団体にあっては、各団体の事業内容、経営状況、公的支援等の状況を分析し、外部の有識者の意見、行政評価の視点を踏まえて、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しや、給与及び役職員数の見直し、組織機構のスリム化等、更なる経営改革を積極的に進めるよう指導してまいります。

経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、債権者等の関係者とも十分協議しつつ、抜本的な経営改善策の検討を行うよう指導してまいります。その上で、経営の改善が極めて困難と判断されるものについては、法的整理を実施するよう指導します。



方策3 行政サービスの質の確保を目的とした事務事業等の見直し

(1) 事務事業等の見直し

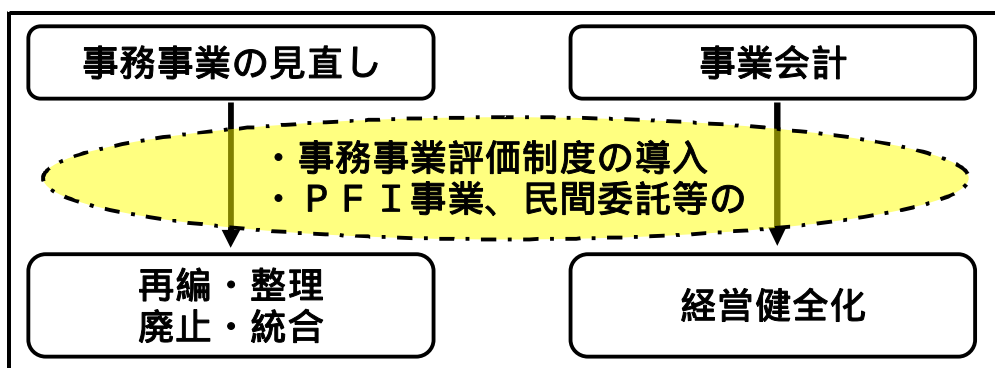
限られた財源の中で新たな行政課題や複雑多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、各種事務事業について、行政関与の必要性、受益と負担の公平の確保、行政効率、効果を十分検討し、事務事業評価制度をさらに進め、再編・整理、廃止・統合の見直しを行います。

さらに、市民の高度化、多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、実施すべき施策の重点選別を図ると共に、行政サービスの提供や施策の実施にあたっては、行政サービスの品質を確保しつつ、組織の横断的な調整のもと、事務事業の総合的な実施を図ります。

(2) 事業会計の経営健全化

事業会計（国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）、ケーブルテレビ事業特別会計、浄化槽事業特別会計、宮守町簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計）について、計画性・透明性の高い経営を推進するため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、供給しているサービスについての検証を行います。

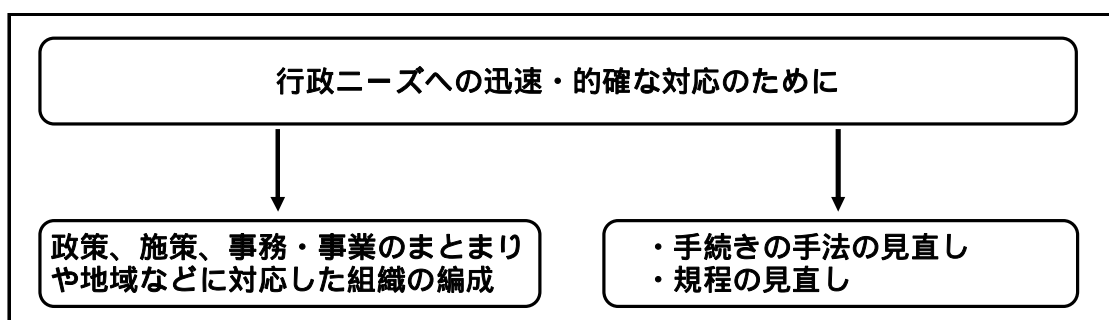
(3) 事務事業等の見直しにあたっては、P F I 事業、民間委託等の民間的経営手法の導入について検討します。



方策4 行政ニーズに迅速・的確に対応できる組織の編成及び事務処理等の見直し

(1) 組織の編成にあたっては、少子・高齢化等社会等の社会情勢の変化及び新たな行政ニーズの発生に即応した政策目標に基づいて、総合的・効果的・効率的に展開できる組織として、政策、施策、事務・事業のまとめりや地域などに対応した組織を編成し、その組織名は、市民から見て責任・権限の所在がわかりやすいものにします。

(2) 市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限及び政策形成過程を明らかにして、現行の諸手続きの手法を見直すとともに諸規程の見直しを行います。



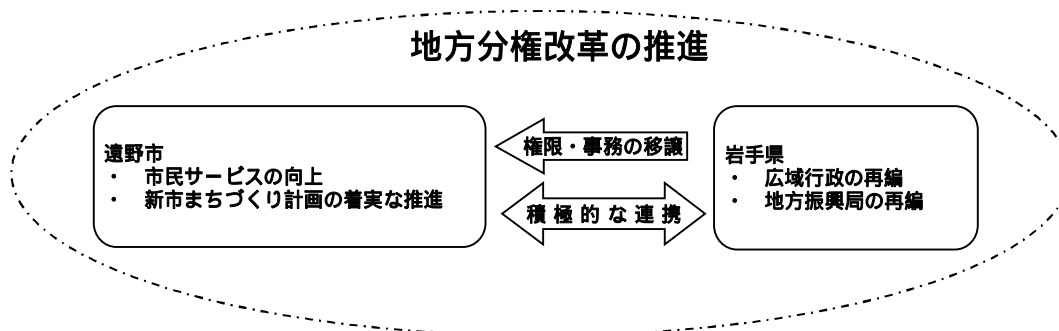
方策5 時代の変化に則した的確な対応

(1) 岩手県からの権限・事務移譲の推進

地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す地方分権改革が進むなか、地方が住民自治、団体自治を確立するためには、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村中心の行政に転換していくことが重要となっています。岩手県の広域行政及び地方振興局の再編を踏まえつつ、市民サービスの向上や新市まちづくり計画の着実な推進を図るために必要な権限・事務については、岩手県から財源、人的支援が十分講じられることを前提に、積極的に移譲を受けてまいります。

(2) 岩手県の広域行政及び地方振興局の再編に対応

遠野地方振興局の行政センターへの再編や将来的な機能縮小を見据え、新市まちづくりの着実な推進と行政サービスの効率的な維持向上を図るためには、行政センターと積極的に連携する必要があります。このことを踏まえ、岩手県と遠野市は、遠野地区合同庁舎を拠点に、遠野地域の基盤整備を一体的に効率的に進めてまいります。



方策6 遠野市職員の人材育成等

(1) 人材育成の推進

旧市村においても、これまでの人材育成基本方針を踏まえ、年度ごとに作成する職員研修計画により職員の能力アップに努めてきました。特に、旧遠野市では市主催の研修会の開催、岩手県市長会研修に派遣、さらには国、県及び市内の三セク等に派遣や人事交流を行いました。旧宮守村では、地方振興局との人事交流や岩手県町村会が主催する各種研修への派遣、村主催の研修会の開催、釜石広域圏の研修会に派遣を行うなど、人材の育成に努めてまいりました。

これからも、新市まちづくり計画の実現のためには、職員のマンパワーは欠かせないことから、職員の資質のレベルアップを図るため、人事管理、職場や仕事の推進プロセスの改善等を行う総合的な人材育成の観点に立って、人材育成に関する基本方針を策定します。

また、人事評価システムの構築に取り組み、能力や業績を適正に評価した上で、適材適所の人事配置を推進します。

(2) 人件費改革

ア 職員数の総枠抑制

職員の定数は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら、次の点に留意して、定員管理計画を策定し、職員数の抑制に取り組みます。

(ア) 事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、臨時的任用の活用、ICT（情報通信技術）化の推進、市民協働などを通じて、職員数の抑制に取り組みます。

(イ) 合併に伴う定員管理や組織編成については、予算・人事管理等の総務管理業務や計画策定等の企画関連業務など同一又は類似の事務・事業の統合や、旅費・給与等に関する定型的事務の集約化、臨時的任用の活用などにより、事務・事業の抜本的な見直しを計画的に行い、職員数の抑制に取り組みます。

イ 給与改定と手当等の見直し

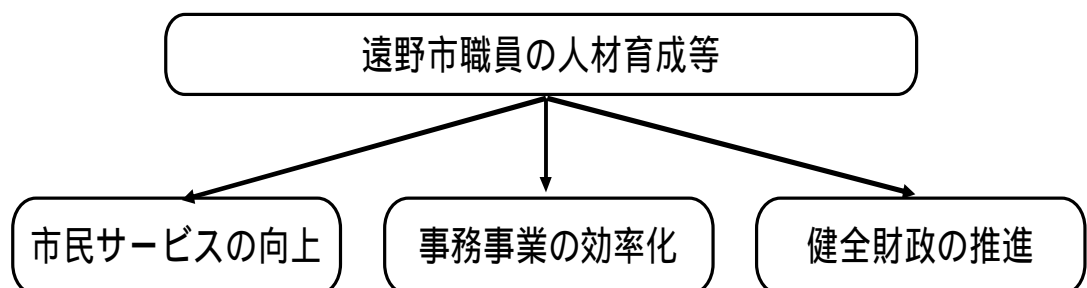
国家公務員や県の給与改定の趣旨や遠野市・宮守村合併協議会での協議内容を踏まえて、給与改定を行うとともに高齢層職員の昇給抑制、特殊勤務手当の見直し等に取り組みます。

(3) 福利厚生事業の見直し

職員に対する福利厚生事業については、点検・見直しを行います。

(4) 職場環境の見直し

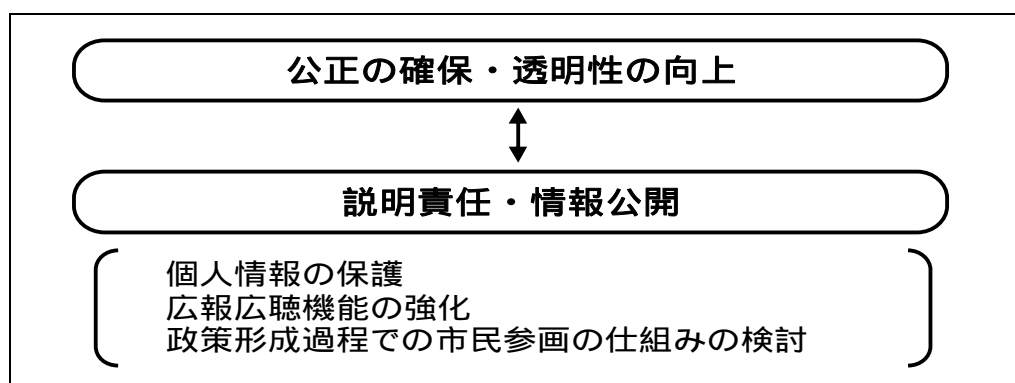
事務事業の円滑な推進に、職員の能力を十分に発揮できるような職場環境を整備するため、遠野市職員安全衛生委員会を充実させます。また、同一職場内の職員同士が情報を共有し、生き生きとした元気のある職場づくりを目指します。



方策7 公正の確保と透明性の向上

行政の透明性を確保し、信頼性の向上を図り市民と行政との信頼関係を強化するため、これまでどおり説明責任を果たしながら、情報公開を進め、次のとおり市民と情報を共有します。

- (1) 個人情報の保護に充分配慮し、市民等が理解しやすいような工夫を講じながら市政情報を開示、提供します。
- (2) 遠野テレビ及びインターネットをはじめとするICTの活用等による広報広聴機能の強化に努めます。
- (3) 政策形成過程において、市民がこれまで以上に参画できる仕組みを検討します。



第7 経営改革の取り組みの流れ

経営改革に関する協議の流れは、遠野市経営改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）で素案を協議し、その結果を遠野市経営改革推進本部（以下「本部」という。）に報告、本部において、プロジェクトチームの結果を審議、遠野市としての経営改革に関する事項についての方向性を確認します。

本部での確認した内容を遠野市総合計画審議会、(仮称)遠野市地域経営懇話会、遠野市市政モニター等において意見等をいただき、最終的な決定は、本部が行います。